

令和5年 第2回

木古内町議会臨時会会議録

令和5年 5月 8日 開会

令和5年 5月 8日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和5年5月8日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	5
日程第 1 仮議席の指定	6
日程第 2 会議録署名議員の指名	6
日程第 3 選挙第1号 議長選挙	6
日程第 4 会期の決定	8
日程第 5 選挙第2号 副議長選挙	9
日程第 6 議席の指定	11
日程第 7 発議案第1号 常任委員会委員の選任	11
日程第 8 発議案第2号 議会運営委員会委員の選任	12
日程第 9 発議案第3号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任	13
日程第10 選挙第3号 渡島西部広域事務組合議会議員選挙	14
日程第11 選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙	14
日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	15
日程第13 議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について	16
日程第14 議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	18
日程第15 議案第3号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	18
日程第16 同意案第1号 木古内町監査委員の選任について	20
日程第17 発議案第4号 議会閉会中の所管事務調査について	21
日程第18 議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣について	21
閉会の宣告	22
会議録署名議員の署名	23

令和5年 5月 8日 (月) 第1号

- 開会日時 令和5年 5月 8日 (月曜日) 午前10時15分  
○ 閉会日時 令和5年 5月 8日 (月曜日) 午後 2時42分
- 

・出席議員 (9名)

1番	平野武志	6番	安齋彰
2番	東出洋一	7番	相澤巧
3番	廣瀬雅一	8番	---
4番	竹田努	副議長	9番 吉田裕幸
5番	新井田昭男	議長	10番 又地信也

---

・欠席議員 (なし)

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	藤澤義博
総務課長	幅崎英樹
税務課長	阿部亮輔
会計管理者	阿部亮輔
町民課長	畑中正実
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畑裕
産業経済課長	中山啓
商工観光創生室長	福井弘生
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	西山敬二
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
生涯学習課長	加藤隆一
給食センター長	加藤隆一
農業委員会事務局長	中山啓
代表監査委員	柿崎重朋

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	福田伸一

令和5年第2回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
選挙第1号	議長選挙（又地信也）	5.5.8	当選
選挙第2号	副議長選挙（吉田裕幸）	5.5.8	当選
	議席の指定	5.5.8	別紙のとおり
発議案第1号	常任委員会委員の選任（全議員）	5.5.8	選任
発議案第2号	議会運営委員会委員の選任（廣瀬雅一、相澤巧 平野武志、安齋彰、新井田昭男）	5.5.8	選任
発議案第3号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任 （相澤巧、新井田昭男、吉田裕幸、竹田努 東出洋一）	5.5.8	設置・選任
選挙第3号	渡島西部広域事務組合議会議員選挙（相澤巧 廣瀬雅一、又地信也）	5.5.8	当選
選挙第4号	渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙 （新井田昭男、又地信也）	5.5.8	当選
議案第1号	木古内町税条例の一部を改正する条例制定について	5.5.8	原案可決
議案第2号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について	5.5.8	原案可決
議案第3号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定に ついて	5.5.8	原案可決
同意案第1号	木古内町監査委員の選任について（東出洋一）	5.5.8	原案同意
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	5.5.8	原案承認
発議案第4号	議会閉会中の所管事務調査について	5.5.8	原案承認
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣につい て	5.5.8	承認

令和5年第2回木古内町議会臨時会議事日程

第1号 令和5年5月8日(月)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		仮議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3	選挙第1号	議長選挙
4		会期の決定
5	選挙第2号	副議長選挙
6		議席の指定
7	発議案第1号	常任委員会委員の選任
8	発議案第2号	議会運営委員会委員の選任
9	発議案第3号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任
10	選挙第3号	渡島西部広域事務組合議会議員選挙
11	選挙第4号	渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙
12	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
13	議案第1号	木古内町税条例の一部を改正する条例制定について
14	<b>議案第2号</b>	<b>木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について</b>
15	<b>議案第3号</b>	<b>木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について</b>
16	同意案第1号	木古内町監査委員の選任について
17	発議案第4号	議会閉会中の所管事務調査について
18		議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣について

**○議会事務局長(片桐一路君)** 皆さん、おはようございます。議会事務局長の片桐でございます。

今、臨時会は、一般選挙後初めて開催される議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の又地信也議員をご紹介します。

又地議員、よろしくお願いいたします。

**○臨時議長(又地信也君)** ただいまご紹介をいただきました、又地でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、一般選挙後、初めての議会でございますので、この間、諸般の事項について処理をいたします。

ただいま出席の、鈴木町長はじめ、特別職及び管理職の皆様につきましては、あらかじめ議会事務局長より出席依頼をしておりますので、ご了承をお願いいたします。

はじめに、鈴木町長よりご挨拶がありますので、これを許します。

鈴木町長、よろしくお願いいたします。

**○町長(鈴木慎也君)** おはようございます。

町議会議員の皆様、謹んでお祝いを申し上げます。

このたび、町議会議員として4年間の任期がはじまる皆様には、町民の皆様から多大な信頼を寄せられたこと、心からお祝いを申し上げます。

町議会議員として、町民の皆様の幸せや議会改革など様々な課題に勇敢に取り組んで活動されるわけでありますが、今回の選挙で当選された皆様は、この重責を受け入れてくださったわけであります。そのことに敬意を表します。

私達は、木古内町を持続可能な町として発展させ、町民の皆様お一人お一人が幸せを感じられ、そして子どもたちに確かな未来をつないでいく、その使命を全うするためには、皆様のご尽力が不可欠であります。

皆様がこの任期中に果たしていくであろう、その功績に期待を寄せています。

そして、それらの功績が木古内町の発展につながり、町民の皆さんの生活をより豊かにするそのことを信じています。

町議会議員としての道のり、決して容易なものではありません。しかし、皆様はそれを受け入れて、積極的に挑戦することを選択されたのです。

皆様が町議会でも果たしていくであろう、その功績に心から敬意を表する次第であります。

結びになりますが、私は町民の皆様の期待に応えるために、より一層努力し、挑戦してまいります。

町議会議員の皆様とともに、町民の皆様とともに、木古内町の発展と繁栄を築き上げるために、全力を尽くすこととお誓い申し上げ、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうでございます。

**○臨時議長(又地信也君)** 鈴木町長、ありがとうございました。

次に、羽沢副町長より説明員のご紹介をお願いいたします。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) おはようございます。

それでは、説明員の紹介とそれが終わりましたら、新たに管理職となりました畑中よりご挨拶させますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様、このたびはおめでとうございます。

このまま自席で、説明員を紹介いたします。

紹介者につきましては、そのまま着席のまま、会釈をさせていただきますことをご承知ください。

では、皆様方の左手になります一列目左端が、阿部会計管理者兼税務課長です。幅崎総務課長です。私、副町長の羽沢です。よろしくお願いいたします。鈴木町長です。飛びまして、藤澤教育長です。加藤生涯学習課長兼学校給食センター長です。次に、2列目の左に戻ります。

福井商工観光創生室長です。中山産業課長兼農業委員会事務局長です。田畑まちづくり未来課長です。吉田保健福祉課長です。畑中町民課長です。飛びまして、西山病院事業事務局長です。東特別養護老人ホームいさりび事務長です。次に、三列目の左手奥になります。構口建設水道課長です。右手にずれまして、柿崎代表監査委員です。なお、小澤病院事業管理者につきましては、本日、診察業務のため欠席とさせていただきます。以上で、説明員の紹介を終えます。

今後よろしくお願いいたします。

次に、4月1日付けで新たに管理職となりました、畑中町民課長よりご挨拶をさせますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(畑中正実君) 改めまして、おはようございます。

本日は、貴重なお時間を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

4月1日付けの人事異動に伴いまして、町民課長を拝命しました、畑中正実です。

町民課は、環境衛生や国民健康保険、福祉年金、戸籍など幅広い分野で町民の皆様方の生活に密接した仕事となり、それぞれの分野で課題を抱えておりますが、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方から様々なご意見を頂戴し、町民課の職員とともに課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが新任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長(又地信也君) 次に、各議員より自己紹介をお願いいたします。

仮議席番号1番 安齋 彰議員より順次お願いしたいと思います。お願いします。

○仮議席1番(安齋 彰君) 安齋 彰でございます。2期目、4年間、また未来ある木古内町を作るため、務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長(又地信也君) 次に、2番 平野武志議員。

○仮議席2番(平野武志君) 皆さん、おはようございます。平野武志です。私自身、議員として4期目を迎えました。3期12年間の議員活動をしっかり活かし、また初心を忘れることなく、4期目に臨みたいと思っております。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長(又地信也君) 次に、3番 相澤 巧議員。



○**仮議席3番(相澤 巧君)** 相澤 巧です。3期目、やらせていただきます。一生懸命やります。よろしくお願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 次に、4番 新井田昭男議員。

○**仮議席4番(新井田昭男君)** おはようございます。ご指名いただきました、新井田でございます。私も4期目に挑戦させていただくことになりました。皆さんとともに頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○**臨時議長(又地信也君)** 次に、5番 廣瀬雅一議員。

○**仮議席5番(廣瀬雅一君)** 皆さん、おはようございます。私は、これから4年間、まず対話を大事にしたいと。あと、聞く力というものを身に付けていきたいと思っております。

私の思うように、協働を理念として、皆さんとともに力をあわせて木古内町を良くしていきたいなと思っておりますので、この4年間よろしくお願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 次に、7番 竹田 努議員。

○**仮議席7番(竹田 努君)** 竹田 努です。5期目に入りました。年齢77歳になりまして、健康第一、家庭を大切に、町民目線で務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 次に、8番 吉田裕幸議員。

○**仮議席8番(吉田裕幸君)** 吉田裕幸です。5期20年間、本当に行政の皆さん、議員の各位皆さんには、お世話になりました。6期目に向けて、さらに精進していきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 次に、9番 東出洋一議員。

○**仮議席9番(東出洋一君)** どうも皆さん、おはようございます。このたび、8期目になります。自分もいろいろ思うところたくさんありますけれども、初心忘れず頑張っていきたいと思っております。どうかよろしくご指導のほどお願い申し上げまして、ひとことご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 議席番号6番なんですが、最後に私のほうからひとことご挨拶申し上げます。このたびの地方統一選挙、無風という形での当選をさせていただきました。10期目になりますけれども、皆さんと力をあわせ、なんとか持続可能なまちづくりに行政と議会と一緒に力をあわせながら、町民の負託に応えていきたいとそのように思っております。

よろしくお願いいたします。

( 午前10時15分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○**臨時議長(又地信也君)** ただいまから、令和5年第2回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、9名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達しておりますので、会議は成立

いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 仮 議 席 の 指 定

○臨時議長(又地信也君) 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○臨時議長(又地信也君) 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により臨時議長から指名いたします。

仮議席1番 安齋 彰君、仮議席3番 相澤 巧君。以上、2名を指名いたします。

## 選 挙 第 1 号 議 長 選 挙

○臨時議長(又地信也君) 日程第3 選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場出入り口閉鎖)

○臨時議長(又地信也君) ただいまの出席議員は9人でございます。

お諮りいたします。

これから、議長選挙に立候補するかたの所信表明を行いたいと思います。

所信表明は、仮議席番号の若いほうから行いたいと思います。

この間、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○臨時議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○臨時議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

立会人を指名します。

木古内町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席4番 新井田昭男君、及び仮議席5番 廣瀬雅一君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長(又地信也君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長(又地信也君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○臨時議長(又地信也君) 投票箱を点検し、異常ありませんか。

(「異常なし」と呼ぶ声あり)

○臨時議長(又地信也君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

記載する場所は、一般質問者用の演台で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

議会事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(片桐一路君) それでは、仮議席番号1番 安齋 彰議員、仮議席番号2番 平野武志議員、仮議席番号3番 相澤 巧議員、仮議席番号4番 新井田昭男議員、仮議席番号5番 廣瀬雅一議員、仮議席番号7番 竹田 努議員、仮議席番号8番 吉田裕幸議員、仮議席番号9番 東出洋一議員、仮議席番号6番 又地信也議員。

○臨時議長(又地信也君) 投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○臨時議長(又地信也君) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席4番 新井田昭男君及び仮議席5番 廣瀬雅一君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長(又地信也君) 選挙の結果を報告します。

投票総数9票。

これは、先ほどの出席議員の数に符合いたしております。

そのうち有効投票9票、無効投票0票です。

有効投票のうち、又地信也君6票、平野武志君3票、以上のとおり、この選挙の法定得票数は3票でございます。

したがって、又地信也君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口を開く)

**○臨時議長(又地信也君)** したがって、仮議長を務めております又地信也君が当選になりましたので、挨拶をいたします。

**○議長(又地信也君)** 議長に当選させていただきました、又地でございます。

ひとこと、ご挨拶申し上げます。

令和の時代に入り、2回目の町議会議員選挙、木古内町にとって過去に類のない定員割れという結果でありましたが、それだけなお一層その責任の重さを痛感しているのは、私ばかりでなく当選された皆様も同じような思いであると思います。

2年・3年余りにわたるコロナウイルス感染症の拡大により、全世界が不安を抱えての日常生活を強いられてまいりました。まだ、予断を許せるような状態ではありませんが、少しではありますが終息の兆しが見えてきたように感じております。そんな中、町民が安全で安心して暮らせるためには、アフターコロナに向けた取り組みをより一層、前進させなければなりません。

行政と議会は、対峙の関係にあるのは言うまでもありませんが、高齢化率53%強の当町であります。将来を見据え、その中で活発な議論のもと、しっかりと町民の負託に答えていかなければなりません。持続可能なまちづくりは、官民共同で力をあわせ、前進し前へ前へと進む道しるべを示す必要があると思います。

議論のあとには、合意形成の道あり、その信念はいまも変わることはありません。公平公正を理念とし、尽力してまいります。議員各位の一層のご理解、ご協力を節にお願い申し上げます、議長就任に挨拶といたします。ありがとうございました。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

暫時、休憩をいたします。

<b>休憩</b>	<b>午前10時49分</b>
<b>再開</b>	<b>午前11時00分</b>

## 会 期 の 決 定

**○議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、別紙に記載の町長はじめ特別職及び管理職員は、議長において、地方自治法第121条の規定により、出席の要求をいたしております。

日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

## 選挙第2号 副議長選挙

○議長(又地信也君) 日程第5 選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場出入り口閉鎖)

○議長(又地信也君) ただいまの出席議員は9人でございます。

お諮りいたします。

これから、副議長選挙に立候補するかたの所信表明を行いたいと思います。

所信表明は、仮議席番号の若いほうから行います。

この間、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時16分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席番号4番 新井田昭男君及び仮議席番号5番 廣瀬雅一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(又地信也君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(又地信也君) 投票箱を点検し、異常ありませんか。

(「異常なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

記載する場所は、一般質問者用の演台で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(片桐一路君) それでは、仮議席番号1番 安齋 彰議員、仮議席番号2番 平野武志議員、仮議席番号3番 相澤 巧議員、仮議席番号4番 新井田昭男議員、仮議席番号5番 廣瀬雅一議員、仮議席番号7番 竹田 努議員、仮議席番号8番 吉田裕幸議員、仮議席番号9番 東出洋一議員、仮議席番号6番 又地信也議員。

○議長(又地信也君) 投票もれはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席4番 新井田昭男君及び仮議席5番 廣瀬雅一君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(又地信也君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員の数に符合いたしております。

そのうち有効投票9票、無効投票0票です。

有効投票のうち、吉田裕幸君6票、竹田 努君3票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、吉田裕幸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口を開く)

○議長(又地信也君) ただいま副議長に当選されました吉田裕幸君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました吉田裕幸君から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田裕幸君。

○副議長(吉田裕幸君) ただいま副議長に当選をさせていただきました、吉田裕幸です。

副議長は、1期前の副議長に当選してから、1期経ちました。その反省を活かし、さらに議会の運営、議長をはじめ、議員皆様方と運営と一緒に木古内町の町のためにやっていく所存でございますので、これからも議員各位におきましては、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひしまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時30分
再開	午前11時37分

### 議 席 の 指 定

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

議席番号と氏名を議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(片桐一路君) それでは、ただいま決まりました議席を発表いたします。

議席番号1番 平野武志議員、議席番号2番 東出洋一議員、議席番号3番 廣瀬雅一議員、議席番号4番 竹田 努議員、議席番号5番 新井田昭男議員、議席番号6番 安齋 彰議員、議席番号7番 相澤 巧議員、議席番号8番は欠番といたします。議席番号9番 吉田裕幸議員、議席番号10番 又地信也議員。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時38分
再開	午前11時40分

### 発議案第1号 常任委員会委員の選任

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 発議案第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規定により、総務・経済常任委員会に全議員を指名したいと思ひます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました全議員を、総務・経済常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前11時41分  
**再開** 午後 2時00分

## 諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、総務・経済常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務・経済常任委員会 委員長に安齋 彰君、副委員長に竹田 努君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

## 発議案第2号 議会運営委員会委員の選任

○議長(又地信也君) 日程第8 発議案第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規定により、廣瀬雅一君、相澤 巧君、安齋 彰君、平野武志君、及び新井田昭男君を指名したいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後2時02分  
**再開** 午後2時06分

## 諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。



休憩中に、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会 委員長に廣瀬雅一君、副委員長に相澤 巧君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

### 発議案第3号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任

○議長(又地信也君) 日程第9 発議案第3号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

木古内町議会委員会条例第5条第1項及び第2項規定により、議会だより編集特別委員会を設置したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

次に、議会だより編集特別委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規程により、吉田裕幸君、竹田 努君、東出洋一君、相澤 巧君、及び新井田昭男君を指名したいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時08分
再開	午後2時12分

### 諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会だより編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会だより編集特別委員会 委員長に相澤 巧君、副委員長に新井田昭男君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議会の活動を広く町民に知っていただくための特別委員会であります。大変かと思われませんが、よろしく願いいたします。

### 選挙第3号 渡島西部広域事務組合議会議員選挙

○議長(又地信也君) 日程第10 選挙第3号 渡島西部広域事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

なお、組合議員は3名であります、3名について指名推選をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 9番 吉田です。

私のほうから渡島西部広域事務組合議会議員の指名推選を行います。

又地信也議長、廣瀬雅一議員、相澤 巧議員、3名でございます。よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) ただいま指名のありました又地信也君、廣瀬雅一君、並びに相澤巧君を渡島西部広域事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のありました又地信也君、廣瀬雅一君、並びに相澤 巧君が渡島西部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま渡島西部広域事務組合議会議員に当選されました、又地信也君、廣瀬雅一君、相澤 巧君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

### 選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙

○議長(又地信也君) 日程第11 選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

なお、広域連合議員は2名であります。2名のかたの推選に指名推選をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 9番 吉田です。

私のほうから渡島廃棄物処理広域連合議会議員の指名推選を行いたいと思います。

又地信也議長、新井田昭男議員、2名でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(又地信也君) ただいま、吉田裕幸君から指名がありました又地信也君、並びに新井田昭男君を渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のありました又地信也君、並びに新井田昭男君が渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました、又地信也君、並びに新井田昭男君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

### 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度木古内町一般会計補正予算(第1号)の専決処分を行ったので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,223万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を40億5,719万4,000円とするものです。

資料番号1の36ページをお開きください。

補正内容は、新型コロナワクチン接種事業の実施に伴う予算の追加で、国が計画しているのは、令和5年5月から8月までの春開始接種と、9月から12月までの秋開始接種の2回ですが、このたびの補正は春開始接種分の費用を追加計上するものです。

費用についてはこれまで同様、全額国費負担で、当町においては、5月20日からの接種開始を予定しております。

2の事業の概要(1)に接種対象者、(2)に接種者数2,200人を見込み、スケジュールは(3)に記載のとおりです。

議案の7ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、1節 報酬から13節 使用料及び賃借料まで、計1,223万3,000円がこのたびのワクチン接種に係る事業費となります。

議案は6ページにお戻りください。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、及び2項 国庫補助金、あわせて1,222万6,000円、並びに20款 諸収入、5項 雑入の7,000円がこのたびのワクチン接種事業のための財源です。一般財源の負担はありません。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### 議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第13 議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を説明申し上げます。

このたびの一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律ほか、関連施行令等の改正のため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容や詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(阿部亮輔君) それでは、詳細についてご説明いたします。

資料番号1の1ページをお開きください。

このたびの改正内容の概要を条文ごとに整理したものになります。こちらで説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、木古内町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容につきまして、ご説明いたします。

まず(1)住民税関係については、森林環境税の導入に伴う改正、及び給与所得者の扶養親族等申告書や施行規則様式の改正となっております。

次に、3ページをお開きください。

3ページの一番上の⑬番でございます。

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてでございます。

所得割額の免除の適用期限を令和6年度から9年度まで、延長するというような改正内容となっております。

次に⑭番、優良住宅地の造成等のために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての改正となっております。

次に、(2)固定資産税関係でございます。

主な改正としましては、②番にあります、大規模修繕等が行われたマンション等に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を3分の1と定める規定となっております。

次に、(3)の軽自動車税関係でございます。

4ページをお開きください。

環境性能割に関する改正が主なものとなっております。

最後に一番下にあります、(4)たばこ税関係でございます。

施行規則様式の新設に伴う改正となっております。

なお、資料の6ページから24ページまでが、新旧対照表となっておりますので、ご参照願います。

以上、提案理由の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

**議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について**

**議案第3号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について**

○議長(又地信也君) 日程第14 議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第15 議案第3号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、この2件については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま一括上程となりました、議案第2号及び議案第3号について、提案理由を説明申し上げます。

はじめに、議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてから説明いたします。

このたびの一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律ほか、関連施行令等の改正のため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、改正内容や詳細につきましては、税務課長より説明をさせます。

次に、議案第3号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

このたびの一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免適用については、令和4年度末である令和5年の3月までの納期分が対象とされておりますが、加入時期や修正申告等により、納期が4月以降になる場合があります。

そのような場合でも、令和4年度相当分であれば減免適用の対象とするための改正であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 議案第2号について、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(阿部亮輔君) それでは、議案第2号関係について、詳細についてご説明いたします。

資料番号1の25ページをお開きください。

このたびの改正内容の概要を記載してございます。

今回の改正については、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、木古内町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、1点目、第2条 課税額にあわせて、第23条 国民健康保険税の減額において、課税限度額及び軽減判定基準の引き上げに伴い改正をするものでございます。

国民健康保険制度の運営主体は平成30年度から北海道へ移管されており、各市町村の保険料は、北海道から示される算定基準を参考に決められております。

保険料のうち、所得が高い世帯に対して設けられております税額の上限については、北海道基準額が104万円と定められており、当町の現行の設定額99万円との開きを埋めるためのものとなっております。

また、軽減判定基準は5割軽減対象が28万5,000円から29万円、2割軽減対象が52万円から53万5,000円となるものでございます。

2点目、(2)につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例についてです。

保険税の減免適用の令和4年度相当分までとするものでございます。

令和元年度相当分から令和4年度相当分までが減免の対象となるものでございます。

なお、26ページから35ページまでが、新旧対照表となっておりますので、ご参照願います。

以上、提案理由の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 同意案第1号 木古内町監査委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第16 同意案第1号 木古内町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、東出洋一君の除斥を求めます。

(東出洋一君 退場)

○議長(又地信也君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、同意案第1号 木古内町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町監査委員には、下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めます。

議案説明資料 資料番号2をご参照願います。

住所 木古内町字鶴岡138番地の1、氏名 東出洋一、生年月日 昭和28年5月31日生、満69歳。

ご本人につきましては、現在も農業を営まれながら、これまでの長い議員経験の中で、副議長や各種委員会の委員長を歴任されるなど、当町の議会・行財政運営に深く関与されており、会計処理等についても優れた見識を持たれ、常に中立・公正を心がけているかたでございます。

また、地域住民のため町内会長を長く努められるなど、町民からの信頼も厚く、幅広い視点もあわせ持っていることから、監査委員として適任と考えております。

どうか、満場一致でご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたはご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。



**休憩 午後2時39分**

(東出洋一君 入場)

**再開 午後2時40分**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

東出洋一君にご報告いたします。

監査委員につきましては、満場一致で選任されましたので、ご報告をいたします。

おめでとうございます。

#### **発議案第4号 議会閉会中の所管事務調査について**

○議長(又地信也君) 日程第17 発議案第4号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より下記のとおり、その所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### **議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について**

○議長(又地信也君) 日程第18 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認めます。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今、臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これもちまして、令和5年第2回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

( 午後2時42分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年5月8日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 安 齋 彰

署 名 議 員 相 澤 巧